

諮問番号：令和４年（個）諮問第１号

事 件 名：特定日に会計検査院に提出された陳情書及び行政文書開示請求書に対する同院の処理過程が記録されている文書に記載された保有個人情報
の不開示決定（不存在）に関する件

諮 問 日：令和　４年１０月１１日

答申番号：答申（個）第１０号

答 申 日：令和　６年　１月２６日

答申書

第１　審査会の結論

特定日に会計検査院に提出された陳情書及び行政文書開示請求書に対する同院の処理過程が記録されている文書に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号。以下「個人情報保護法」という。）第１２条第１項の規定に基づく開示請求（以下「個人情報保護法に基づく開示請求」という。）に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和４年７月１１日付け４０普第１６０号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア　経緯

審査請求人は、防衛省の発刊・販売する「はじめての防衛白書」に係り、会計検査院に３年１２月１日付けでの「抗議・公開質問・いわゆる『陳情』」（以下「陳情書」という。）において、対応・回答を求めてきた。

その対応・回答がないので、４年２月２８日付けで【情報公開請求・個人情報開示請求】（以下「４年２月２８日付け開示請求」という。）をしたが、同年３月７日付けで「【保有個人情報開示請求】にあって

は会計検査院は対象になっていない」とする「補正の依頼」があったため、同年3月28日付けで「補正」をし、会計検査院における会合等の経緯・意思形成過程等の資料・記録等、つまり個人情報保護法に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）とした。

同年4月1日付けの「保有個人情報開示請求書について（依頼）」には「本院が保有する貴殿を本人とする保有個人情報の開示のお求めという理解でよろしいでしょうか」とあり、同年4月11日付けでは「保有個人情報開示請求書を整えさせていただく」、「当該請求書に則り今後の手続を進めてよろしいか」とあった。同年5月17日付けと同年6月1日付けでも「当該請求書に則り今後の手続を進めてよろしいか」とする問い合わせがあったが、「なぜここでの確認がいるのか」と訝しく思い放置したままだった。同年5月17日付けの「御連絡票」によれば「開示請求に係る保有個人情報が、請求先の行政機関等の保有する保有個人情報に該当しない場合等には、行政機関等において開示請求者にその旨を教示するなど適切に対応する必要がある。」とし、「審査請求人を本人とする保有個人情報が記載された行政文書を探したところ・・・該当がなかったことをご連絡いたします。」とあった。なぜ、当初から本件対象保有個人情報が記載された行政文書がないと分かりながら、個人情報保護法に基づく開示請求の手続をして収入印紙代等を請求するのか不可解・不条理・不法理であり、不審を抱かざるを得なかった。

本件開示請求に係り、同年7月12日付けの「御連絡票」において「令和4年7月11日付け保有個人情報の開示をしない決定について（通知）（40普第160号）」があったが、理由として「開示請求に係る保有個人情報を取得しておらず、保有していないため」とするもので、「開示をしない」のではなく、請求に応じていないから「開示できない」のであり、「取得・保有していない」だけでなく「作成もしていないから開示できない」のではないかなど、「会計検査院長の責任の下での不作為である」として、不信・疑念が増幅し増長した。

イ 審査請求の趣旨、事由等

本件開示請求に対して、開示しないとする決定は不当・不正・不法そして不作為等であり無効であり、「開示請求に係る保有個人情報を取得しておらず、保有していない」とする理由は、民主主義制度の逸脱（予め取得・保有していないことが分かっているのに、なぜ補正を求める？）である。審査請求人が理解と納得できるように説明責任を

果たすべく審査請求する。

本件開示請求で対象とするのは、陳情書に係ることであり、会計検査院等による検査等を求めているが、これに対する記録・整理・保管・公開とする対応・回答がないので不作為である。

また、同年3月7日付けで「【保有個人情報開示請求】にあつては会計検査院は対象になっていない」とする解釈・判断にあつては、個人情報保護法違反であり、なぜそのような解釈・判断をしたかの説明責任を果たすべきである。

審査請求人は、陳情書をはじめとして、4年2月28日付け開示請求をし、それらを受けての本件開示請求において、個人情報保護法の規定に沿っての記録・資料等の情報を求めてきている。会計検査院にあつては、審査請求人からの請求に応じていないなどの不作為である。会計検査院において、審査請求人の請求に対して、①利用目的を特定することなく、②個人情報を保有しても範囲内で利用目的を達成しようともせず、③利用目的が何か分からず合理的に判断することもなく、④個人情報を取得しても利用目的さえ明らかにしなくて、⑤個人情報の「補正」をしても正確性を確保することなく、⑥個人情報等の漏えいなどを防いでいるかどうかも知らせず、⑦公務員は守秘義務を負うなどの情報もなく、⑧目的外利用を制限することなく目的外として判断・利用をなし、⑨第三者への提供をしたか否かとする情報の提供もない。

(2) 意見書

本件開示請求に対して、無対応・無回答であることは、憲法をはじめ行政機関保有個人情報保護関係諸法令に違背し、不当・不正・不法であるとする裁決を求める。

審査請求人の本件開示請求に対して無対応・無回答とする「不作為」にあつては、憲法で保障する《知る権利》の侵害であり情報への《アクセス権・取得権》の妨害である。公務員であるにもかかわらず憲法尊重擁護義務と説明責任を果たさない違憲性・違反性・違法性を帯びる無責任行為であり職務怠慢・信用失墜行為であるとみる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求の概要等

審査請求人は、本件開示請求として、処分庁に対し、令和4年3月28日付けで開示請求書を送付して、「陳情書と、4年2月28日付け開

示請求に対して、当該検査院の担当の皆さんによる会合等での経緯、つまり日時・参加者名・議事・意思形成・進行経過そして補正に及ぶ一連の過程における情報が記録されている行政文書（以下「陳情書等に係る会計検査院の検討状況が分かる行政文書」という。）に対する開示請求を行った。

処分庁は、個人情報保護法第13条第3項の規定により、審査請求人に対し同年4月1日付けで、本件対象保有個人情報「陳情書と、4年2月28日付け開示請求に対して、当該検査院の担当の皆さんによる会合等での経緯、つまり日時・参加者名・議事・意思形成・進行経過そして補正に及ぶ一連の過程における情報」に含まれる、会計検査院が保有する審査請求人を本人とする保有個人情報でよいかと確認するなど、本件開示請求の開示請求書の補正の求めを行った。これに対し、審査請求人は、同年4月6日付けで、「開示請求件名についてそのように理解されることを了承します」と文書により処分庁に回答した。

(2) 会計検査に関する情報提供の受付等

会計検査院には、一般の国民、法人等の外部から顕名又は匿名にて検査対象機関の会計経理等に関する情報、意見等が随時提供されており、同院では、これらの情報等について、その名称、内容、形式等を問わず、全て「外部情報」として取り扱うこととし、受付、関係課への供覧等を行っている。

また、一般の国民、法人等から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求に係る開示請求書の提出を受けた際は、法令等に基づく開示請求に該当するかどうかなどを確認の上、受付、開示決定等のための所要の手續等を行っている。

そして、これらの過程で個人情報を保有することとなった場合は、いずれも、情報提供者又は開示請求者が不利益を被ることのないよう、また、業務の遂行に支障が生ずることのないよう、その取扱いに留意することとしている。

なお、情報公開法に基づく開示請求は、個人情報保護法に基づく開示請求と異なり、開示請求者が本人に限定されないことから、個人情報保護法第77条第2項に規定するような「開示請求に係る保有個人情報の本人であること・・・を示す書類」の提示等は求められておらず、会計検査院において、情報公開法に基づく開示請求を受ける場合、開示請求者（法人等の場合は代表者）に対し、本人であることを証する書類の提示

等は求めていない。

(3) 本件開示請求に係る処分

処分庁は、陳情書等に係る会計検査院の検討状況が分かる行政文書について、審査請求人に係る保有個人情報の特定を試みた。

個人情報保護法第2条第2項によると、個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、…当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により、特定の個人を識別することができるもの」とされているところ、審査請求人を識別することができる保有個人情報は特定できなかつたことから、処分庁は、本件対象保有個人情報を取得しておらず、保有していないとして不開示決定を行った（令和4年7月11日付け40普第160号）。

(4) 審査請求の提起

審査請求人は、上記の不開示決定を不服とし、同年8月8日付けで審査請求を提起した。

2 本件処分の妥当性に関する諮問庁の所見

(1) 本件対象保有個人情報の特定は適正なものであること

前記1(1)のとおり、本件対象保有個人情報は、「陳情書と、4年2月28日付け開示請求に対して、当該検査院の担当の皆さんによる会合等での経緯、つまり日時・参加者名・議事・意思形成・進行経過そして補正に及ぶ一連の過程における情報」に含まれる、会計検査院が保有する審査請求人を本人とする保有個人情報である。

そして、前記1(3)のとおり、審査請求人を識別することができる保有個人情報は特定できなかつた。

(2) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年10月11日 諮問書の収受
- ② 令和5年 3月31日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 同年 4月21日 諮問庁の職員（事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年 6月27日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年 7月21日 審議
- ⑥ 同年 9月20日 審議

⑦ 同年 1 1 月 1 6 日 審議

⑧ 令和 6 年 1 月 2 5 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件開示請求の開示請求書等の記載によれば、「陳情書と、4 年 2 月 2 8 日付け開示請求に対して、当該検査院の担当の皆さんによる会合等での経緯、つまり日時・参加者名・議事・意思形成・進行経過そして補正に及ぶ一連の過程における情報」に含まれる、会計検査院が保有する審査請求人を本人とする保有個人情報であり、本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を取得しておらず、保有していないことを理由に不開示決定を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求に係る処分庁とのやり取りに対する不満を述べて、本件不開示決定の取消しを求めているため、以下、本件不開示決定の可否を検討することとする。

2 本件開示請求の経緯及び本件対象保有個人情報の不存在について

(1) 諮問庁は、本件開示請求の経緯及び本件対象保有個人情報を保有していないことについて、次のとおり説明している。

ア 審査請求書に記載されている 4 年 2 月 2 8 日付け開示請求は、保有個人情報の開示請求者とはなり得ない特定の団体名義により送付されていたため、個人としての開示請求者が特定できず、また、その内容も具体的に誰のどのような保有個人情報の開示を求めているか不明であったことから、処分庁が当該特定の団体に対して確認を求めたところ、個人である審査請求人から 4 年 3 月 2 8 日付けで、陳情書等に係る会計検査院の検討状況が分かる行政文書に対する保有個人情報の開示を求める旨が記載された文書が送付された。当該文書の内容をみると、4 年 2 月 2 8 日付け開示請求に係る会計検査院の検討状況が分かる情報も含めて開示を求めていたことから、処分庁は、4 年 2 月 2 8 日付け開示請求ではなく、上記の同年 3 月 2 8 日付けの文書を本件開示請求の開示請求書として受け付けた。

また、処分庁は、本件開示請求を受け付けた後、相当の期間を定めて、本件開示請求は、「陳情書と、4 年 2 月 2 8 日付け開示請求に対して、当該検査院の担当の皆さんによる会合等での経緯、つまり日時・参加者名・議事・意思形成・進行経過そして補正に及ぶ一連の過程における情報」に含まれる、会計検査院が保有する審査請求人を本人とする保有個人情報の開示を求めているとの理解でよいか確認する補

正の求めを行い、審査請求人から「そのように理解されることを了承します」との文書による回答を確認した上で、本件開示請求について個人情報保護法に基づく開示決定等のための所要の手續等を行った。

イ 審査請求人が会計検査院に対し対応を求めたと主張する「陳情書」のように、一般の国民、法人等の外部から顕名又は匿名にて検査対象機関の会計経理等に関する情報、意見等が随時提供された場合、同院では、「外部情報取扱要領」（平成30年2月6日事務総長制定）に基づき、これらの情報等について、その名称、内容、形式等を問わず、全て「外部情報」として取り扱うこととしている。外部情報については、受け付けた後、関係課への供覧等を行っている。また、情報公開法に基づく開示請求については、受け付けた後、補正等のために開示請求者とやり取りをした文書や会計検査院内における供覧文書等が作成されることとなっている。

ウ 審査請求人本人を識別することができる保有個人情報、本件開示請求の開示請求書において初めて取得したものである。

エ 処分庁が確認した結果、本件開示請求時点において保有していた前記イの各文書に、審査請求人本人を識別することができる保有個人情報が記載されているものはなかった。

オ 処分庁は、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和4年2月個人情報保護委員会事務局）に沿って、審査請求人に対して、審査請求人を本人とする保有個人情報が記載された行政文書を探索したところ該当する行政文書は存在しなかったこと、及び本件開示請求を行った場合にはその旨を示した不開示決定を行うこととなることについて教示し、相当の期間を定めて、このような場合であっても本件開示請求を行うか確認を求める補正の求めを行い、審査請求人が本件開示請求を取り下げる意思が無いことを確認した上で、不開示決定を行った。

(2) 処分庁が本件不開示決定を行うまでに開示請求者とやり取りした内容を記録した文書について、諮問庁から提示を受け、当審査会において内容を確認するなどして調査した結果、その内容は上記(1)の諮問庁の説明と整合しており、諮問庁の説明に特段不自然な点は認められず、納得することができることから、処分庁は、本件対象保有個人情報を本件開示請求時点において保有していたとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を

左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、会計検査院において、本件対象保有個人情報が存在すると認める理由はないので、不存在を理由に不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子